防災推進国民会議の開催について

平成27年7月29日中央防災会議会長(内閣総理大臣)決定

1. 趣旨

国民の防災に関する意識向上に関し広く各界各層との情報及び 意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、中央防災会議と協力 しつつ、国民の防災に関する意識向上を図るため、「防災推進国民 会議」(以下「会議」という。)を開催する。

2. 構成

- (1)会議は、中央防災会議会長(内閣総理大臣)が依頼する各界各層の有識者をもって構成し、中央防災会議会長(内閣総理大臣)が開催する。
- (2)前項の規定により依頼される者(以下「議員」という。)の依頼期間は、2年とする。
 - ー 補欠の議員の依頼期間は、前任者の残りの依頼期間とする。
 - 二 議員は、これを再度依頼することができる。
- (3)会議には、議長及び副議長を置き、議長及び副議長は、議員により互選されるものとする。
- (4)中央防災会議会長(内閣総理大臣)は、会議の開催等必要な事項につき、内閣府特命担当大臣で防災を担当するものに委任する ことができる。

3. その他

- (1)会議の庶務は、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及 啓発・連携担当)において処理する。
- (2) その他の会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。